

四半期報告書

(第162期第2四半期)



E 0 1 1 6 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式
会社 ノサワ

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年11月12日

【四半期会計期間】 第162期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）

【会社名】 株式会社ノザワ

【英訳名】 NOZAWA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野澤俊也

【本店の所在の場所】 神戸市中央区浪花町15番地

【電話番号】 神戸（078）333-4111（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 荒木健介

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区浪花町15番地

【電話番号】 神戸（078）333-4111（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 荒木健介

【縦覧に供する場所】 株式会社ノザワ東京支店
(東京都中央区新川一丁目4番1号(住友不動産六甲ビル))

株式会社ノザワ名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目4番15号(ORE錦二丁目ビル))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第161期 第2四半期 連結累計期間	第162期 第2四半期 連結累計期間	第161期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	11,211,727	10,043,031	22,394,324
経常利益 (千円)	941,815	1,191,490	1,869,601
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	518,857	1,105,801	1,262,294
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	744,041	932,016	1,478,531
純資産額 (千円)	16,380,116	17,848,881	17,114,520
総資産額 (千円)	26,199,107	26,989,330	27,264,586
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	45.50	96.98	110.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.5	66.1	63.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,207,374	926,325	2,410,757
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△506,089	△353,385	△968,877
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△286,433	△443,320	△296,474
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	5,193,199	6,079,608	5,934,676

回次	第161期 第2四半期 連結会計期間	第162期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	23.98	64.06

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社の異動については、当第2四半期連結会計期間において、野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司が清算結了したため、連結の範囲から除外している。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、前年より続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化の様相を呈しており、度重なる緊急事態宣言の発出等により経済活動の制限の影響は著しく、引き続き極めて厳しい状況で推移しました。建築材料業界におきましても、コロナ感染症の影響による建設設計画の停滞や、五輪特需の収束に伴う競争激化が懸念されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、「やすらぎと安心の創造」のコーポレートメッセージのもと、環境負荷低減と施工現場省力化を実現し、社会に貢献する商品の拡充を目指してまいりました。

当社の主力商品である「アスロック」は、1971年3月に発売を開始し、本年で発売50周年を迎えることができました。これもひとえに皆様のおかげと感謝し、御礼申し上げます。発売から節目を迎えた本年、お客様の欲しいを具現化する取り組み「アスロック発売50周年企画」を展開し、企画第一弾として新商品「彩実（あやざね）」と「バンブーボーダー」の2種の発売を本年6月に発表いたしました。「彩実」はリアルな木目を転写した業界初の押出成形セメント板で、木目の美しさに細部までこだわり柔らかで暖かみのある杉の板目を再現し、繊細かつ情緒あふれる景観を演出します。「バンブーボーダー」はタイルを用いない意匠一体化パネル「グリッドデザインシリーズ」の5年ぶりとなる新たなデザインで、要望の多いボーダー調タイルをモチーフに、竹の節を連想させるランダムなグリッドを細長のパネル縦基調で配置しました。横張りでも長さ方向を意識させる外観に仕上げることができ、建築デザインの可能性がさらに広がります。

当第2四半期連結累計期間におけるアスロックの販売については、コロナ感染症の影響等により前年を下回る状況で推移ましたが、販売部門では、陶磁器質タイルを張付加工した化粧パネル「アスロックタイルパネル」の販売を伸ばすなど、高付加価値品の拡販に注力しました。生産部門では、コロナ感染症が未だ収束しない状況のなか、生産工場の安定操業維持のため、各種感染予防策の実行と資材の安定調達に継続して取り組みました。また、NNP S（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）による改善活動により、生産性と品質の向上及びコストダウンに努めました。管理部門では、昨年締結した40億円のコミットメントライン契約を更新し、不透明な経営環境下においても安定的に資金を調達するための対策を講じるとともに、システム構築・改善による業務効率化、働きやすい職場環境づくりを目的とした社内諸制度の改定等、経営基盤の安定化に取り組みました。マインケミカル事業では、前年同期はコロナ感染症による農産物需要減の影響等から農業資材節減の動きが顕著に見られ、ミネラル肥料「マインマグ」の販売が低迷ましたが、当第2四半期では需要が徐々に回復し、前年同期比増販となりました。海外事業では、中国国内の不動産業界への規制強化や景気停滞の影響等により、中国における「アスロック」販売は前期に引き続き厳しい状況で推移しました。なお、中国の連結子会社「野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司」の清算手続きを前期より進めておりましたが、本年9月に清算が結了いたしました。

これらの結果、当社グループの単一の報告セグメントである建築材料関連事業の品種別売上高については、主力の押出成形セメント板「アスロック」は、58億51百万円（前年同期比12.3%減少）、住宅用高遮音床材は8億88百万円（前年同期比11.0%増加）、住宅用軽量外壁材は13億64百万円（前年同期比3.0%増加）となり、押出成形セメント製品合計では81億5百万円（前年同期比7.9%減少）に、耐火被覆等は4億12百万円（前年同期比28.2%減少）、スレート関連は3億62百万円（前年同期比5.9%増加）、肥料（マインマグ）は1億37百万円（前年同期比5.9%増加）となったこと等から、当第2四半期連結累計期間の売上高は100億43百万円（前年同期比10.4%減少）となりました。

利益面については、減収の影響があったものの、全社的なコストダウンを推進し売上原価及び販管費が減少したこと等により、営業利益は10億61百万円（前年同期比14.5%増加）、経常利益は11億91百万円（前年同期比26.5%増加）、親会社株主に帰属する四半期純利益については、中国の連結子会社清算に伴う特別損益の計上があったこと等から11億5百万円（前年同期比113.1%増加）となりました。

②財政状態

当第2四半期連結会計期間末における当社グループの流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ商品及び製品が75百万円減少したものの、現金及び預金が1億44百万円増加したこと等により125億98百万円（前連結会計年度末と比較して18百万円増加）となりました。固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ投資その他の資産のその他に含めて表示している繰延税金資産が1億8百万円、有形固定資産が66百万円減少したこと等から、143億90百万円（前連結会計年度末と比較して2億93百万円減少）となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ2億75百万円減少し269億89百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ支払手形及び買掛金が1億71百万円、未払法人税等が1億32百万円減少したこと等から、47億71百万円（前連結会計年度末と比較して7億63百万円減少）となりました。固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ長期借入金が2億45百万円減少したことから、43億68百万円（前連結会計年度末と比較して2億46百万円減少）となりました。この結果、負債の合計額は、前連結会計年度末に比べ10億9百万円減少し91億40百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ利益剰余金が7億60百万円増加したこと等から、178億48百万円（前連結会計年度末と比較して7億34百万円増加）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は60億79百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億44百万円増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、営業活動による資金の増加は9億26百万円（前年同期は12億7百万円の増加）となりました。これは為替換算調整勘定取崩益2億61百万円や、仕入債務の減少額1億76百万円の資金の減少要因があった一方、税金等調整前四半期純利益14億7百万円、減価償却費3億54百万円等の資金の増加要因があつたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、投資活動による資金の減少は3億53百万円（前年同期は5億6百万円の減少）となりました。これは有形固定資産の取得による支出3億63百万円等の資金の減少要因があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、財務活動による資金の減少は4億43百万円（前年同期は2億86百万円の減少）となりました。これは親会社による配当金の支払額3億40百万円等の資金の減少要因があつたことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について）

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などをを行う必要があると考えています。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

- ① 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
- ② 技術力を背景とした差別化(品質・納期・コストの絶対的優位性)を推進するオンリーワン企業
- ③ 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、経営基本方針「全員の創意で常に新しい商品を世に問い合わせ、居住空間の想像を通して21世紀を勝ち抜く企業集団を創ろう」のもと、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋げられるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また2020年6月26日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただき、現在に至っております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

4. 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記2.に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記3.に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1億29百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数（株） (2021年9月30日)	提出日現在 発行数（株） (2021年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,075,000	12,075,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株である。
計	12,075,000	12,075,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	—	12,075,000	—	2,449,000	—	612,250

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	567	4.97
神栄株式会社	兵庫県神戸市中央区京町77-1	486	4.26
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	436	3.82
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	398	3.49
ノザワ取引先持株会	兵庫県神戸市中央区浪花町15番地	373	3.27
C B C 株式会社	東京都中央区月島2丁目15番13号	301	2.64
日工株式会社	兵庫県明石市大久保町江井島1013番地1	284	2.49
ノザワ従業員持株会	兵庫県神戸市中央区浪花町15番地	265	2.32
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	262	2.30
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町1-1	262	2.30
計	-	3,638	31.90

(注) 1 千株未満は切り捨てて表示している。

2 「割合」は小数点第3位以下を切り捨てて表示している。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 672,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,383,400	113,834	—
単元未満株式	普通株式 19,000	—	—
発行済株式総数	12,075,000	—	—
総株主の議決権	—	113,834	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権10個)が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己保有株式3株が含まれている。

②【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ノザワ	神戸市中央区浪花町15番地	672,600	—	672,600	5.57
計	—	672,600	—	672,600	5.57

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,934,676	6,079,608
受取手形及び売掛金	4,958,882	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	5,002,564
商品及び製品	597,938	522,133
仕掛品	17,379	19,712
原材料及び貯蔵品	248,638	184,121
未成工事支出金	71,885	21,360
その他	753,893	772,077
貸倒引当金	△2,913	△2,594
流動資産合計	12,580,380	12,598,983
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,136,787	2,044,472
機械装置及び運搬具（純額）	1,650,781	1,701,405
土地	6,473,480	6,473,480
建設仮勘定	57,418	54,742
その他（純額）	315,393	292,855
有形固定資産合計	10,633,862	10,566,956
無形固定資産	65,839	64,641
投資その他の資産		
投資有価証券	2,746,645	2,738,175
その他	1,322,237	1,104,951
貸倒引当金	△84,378	△84,378
投資その他の資産合計	3,984,505	3,758,748
固定資産合計	14,684,206	14,390,346
資産合計	27,264,586	26,989,330

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,376,574	3,205,524
未払法人税等	281,139	148,413
貰与引当金	279,000	293,000
製品補償引当金	26,000	26,000
火災関連損失引当金	54,560	54,560
関係会社清算損失引当金	35,000	—
その他	1,482,693	1,043,957
流動負債合計	5,534,966	4,771,455
固定負債		
長期借入金	245,000	—
再評価に係る繰延税金負債	1,466,739	1,466,739
退職給付に係る負債	2,054,519	2,068,289
訴訟損失引当金	※3 336,000	※3 336,000
資産除去債務	67,473	67,491
その他	445,366	430,473
固定負債合計	4,615,099	4,368,993
負債合計	10,150,066	9,140,448
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,449,000	2,449,000
資本剰余金	1,470,572	1,470,572
利益剰余金	9,455,058	10,215,981
自己株式	△260,503	△260,682
株主資本合計	13,114,126	13,874,871
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	930,112	922,420
土地再評価差額金	3,142,030	3,142,030
為替換算調整勘定	188,637	4,997
退職給付に係る調整累計額	△111,784	△95,438
その他の包括利益累計額合計	4,148,995	3,974,010
非支配株主持分		
純資産合計	17,114,520	17,848,881
負債純資産合計	27,264,586	26,989,330

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	11,211,727	10,043,031
売上原価	7,784,729	6,596,053
売上総利益	3,426,998	3,446,978
販売費及び一般管理費	※1 2,499,508	※1 2,385,028
営業利益	927,490	1,061,949
営業外収益		
受取利息	168	1,973
受取配当金	50,691	50,350
受取保険金	—	58,077
為替差益	—	41,314
その他	21,143	18,492
営業外収益合計	72,003	170,208
営業外費用		
支払利息	3,008	4,164
賃貸費用	10,824	10,823
為替差損	12,895	—
その他	30,949	25,679
営業外費用合計	57,678	40,667
経常利益	941,815	1,191,490
特別利益		
為替換算調整勘定取崩益	—	※2 261,743
特別利益合計	—	261,743
特別損失		
固定資産除却損	30,576	24,721
訴訟損失	98,000	—
関係会社清算損失	—	※3 20,711
特別損失合計	128,576	45,433
税金等調整前四半期純利益	813,238	1,407,801
法人税、住民税及び事業税	108,634	105,109
法人税等調整額	185,746	185,179
法人税等合計	294,381	290,289
四半期純利益	518,857	1,117,511
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	11,710
親会社株主に帰属する四半期純利益	518,857	1,105,801

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	518,857	1,117,511
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	210,847	△7,691
為替換算調整勘定	2,516	△194,150
退職給付に係る調整額	11,819	16,346
その他の包括利益合計	225,183	△185,495
四半期包括利益	744,041	932,016
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	744,041	930,816
非支配株主に係る四半期包括利益	—	1,199

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	813,238	1,407,801
減価償却費	314,355	354,722
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2,619	△319
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	41,324	37,317
賞与引当金の増減額（△は減少）	23,000	14,000
訴訟損失引当金の増減額（△は減少）	98,000	—
製品補償引当金の増減額（△は減少）	△36,110	—
火災関連損失引当金の増減額（△は減少）	△192,055	—
関係会社清算損失引当金の増減額（△は減少）	—	△35,000
受取利息及び受取配当金	△50,860	△52,324
受取保険金	—	△58,077
支払利息	3,008	4,164
為替差損益（△は益）	13,260	△40,456
固定資産除却損	29,794	21,485
為替換算調整勘定取崩益	—	△261,743
売上債権の増減額（△は増加）	35,201	51,732
棚卸資産の増減額（△は増加）	△180,666	122,370
仕入債務の増減額（△は減少）	△157,696	△176,308
その他	482,654	△412,475
小計	1,233,830	976,888
利息及び配当金の受取額	50,860	52,324
利息の支払額	286	△6,553
保険金の受取額	—	135,408
法人税等の支払額	△77,602	△231,741
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,207,374	926,325
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△351,978	△363,012
無形固定資産の取得による支出	△2,970	△6,228
投資有価証券の取得による支出	△3,423	△3,529
その他	△147,717	19,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	△506,089	△353,385
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	—	△49,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,350	△10,581
自己株式の取得による支出	△114	△178
親会社による配当金の支払額	△284,969	△340,716
非支配株主への清算分配金の支払額	—	△42,843
財務活動によるキャッシュ・フロー	△286,433	△443,320
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,055	15,312
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	406,794	144,932
現金及び現金同等物の期首残高	4,786,404	5,934,676
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,193,199	※ 6,079,608

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第2四半期連結会計期間において、野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司は清算結了したため、連結の範囲から除外している。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

これにより、工事契約に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を適用していたものを、第1四半期連結会計期間より履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更している。また、有償支給取引において、従来は有償支給品について消滅を認識していたものを、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、有償支給品について消滅を認識しないこととし、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識していない。加えて、一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたものを、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は272,809千円減少し、売上原価は261,444千円減少、営業利益は10,974千円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は1,862千円それぞれ減少している。また、利益剰余金の当期首残高は2,798千円減少している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示している。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っていない。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定期会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。これにより、その他有価証券のうち時価のあるものについて、従来、期末決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法を採用していたものを、第1四半期連結会計期間より、期末決算日の市場価格に基づく時価法に変更している。なお、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微である。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に重要な変更はない。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 手形流動化に伴う裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	2,347,621千円	2,284,630千円

2 偶発債務

① 2007年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社グループの事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性がある。

② 石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判が、各地の地方裁判所及び高等裁判所並びに最高裁判所において係属中であり、また、一部の案件で上告が棄却され、高裁判決が確定したこと等から、現在、当社グループは損失の発生可能性が高いと認められる案件について訴訟損失引当金を336,000千円を計上しているが、今後の判決の内容により追加で費用が発生し、連結業績に影響を与える可能性がある。

上記裁判のうち、最高裁判所に係属していた2件の訴訟に関し、2021年5月17日付で最高裁判所で判決が言い渡され、当社への請求に係る部分が高等裁判所に差し戻された。訴訟の推移によっては当社グループの連結業績に影響を与える可能性があるが、現時点においてその影響を合理的に見積もることは困難である。

※3 訴訟損失引当金

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判において、各裁判所が国及び当社を含む建材メーカーに賠償金の支払を命じた判決を受け、賠償金相当を訴訟損失引当金として計上している。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
販売運賃	821,676千円	665,538千円
給料	355,101	336,059
賞与引当金繰入額	147,893	139,102
退職給付費用	35,747	36,869

※2 為替換算調整勘定取崩益

前第2四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項なし。

当第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

連結子会社である野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司の清算結了に伴い、為替換算調整勘定を取り崩したことによるものである。

※3 関係会社清算損失

前第2四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項なし。

当第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

連結子会社である野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司の清算に伴う損失である。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	5,193,199千円	6,079,608千円
現金及び現金同等物	5,193,199	6,079,608

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	285,073	25	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	342,079	30	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社グループは、建築材料関連事業の単一の報告セグメントであるため、記載を省略している。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
押出成形セメント製品関連	8,105,435
スレート関連	362,320
耐火被覆等	412,176
その他	1,142,693
顧客との契約から生じる収益	10,022,625
その他の収益	20,406
外部顧客への売上高	10,043,031

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1 株当たり四半期純利益	45円50銭	96円98銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	518,857	1,105,801
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益（千円）	518,857	1,105,801
普通株式の期中平均株式数（千株）	11,402	11,402

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月12日

株式会社ノザワ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノザワの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8 第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年11月12日

【会社名】 株式会社ノザワ

【英訳名】 NOZAWA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野澤俊也

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役管理本部長 藤井邦彦

【本店の所在の場所】 神戸市中央区浪花町15番地

【縦覧に供する場所】 株式会社ノザワ東京支店
(東京都中央区新川一丁目4番1号(住友不動産六甲ビル))

株式会社ノザワ名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目4番15号(ORE錦二丁目ビル))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長野澤俊也及び当社取締役管理本部長藤井邦彦は、当社の第162期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。